

京都市告示第 5 4 9号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 6 年 1 月 1 5 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
松尾嵐山緯 39の1号線	西京区嵐山薬師下町35番地の1地先から 同町35番地の3地先まで	旧	メートル 16.50	メートル 4.00 ~ 4.08
		新	16.50	6.00 ~ 6.01
松尾嵐山緯 40号線	西京区嵐山薬師下町35番地の10地先から 同町35番地の19地先まで	旧	49.60	0.70 ~ 0.80
		新	49.60	2.37 ~ 6.20
大原野4号 線	西京区大原野南春日町1742番地地先から 同町1786番地の1地先まで	旧	55.40	7.78 ~ 8.00
		新	55.40	7.98 ~ 8.02

(建設局土木管理部道路明示課)